

令和5年度鳴門市観光情報発信業務仕様書

1. 事業名

令和5年度鳴門市観光情報発信業務

2. 趣旨・目的

2025年の大阪・関西万博を見据え、本市の様々な観光資源をPRするため、国内外の観光客向けにInstagramで情報発信を実施し、本市への関心を高めることを目的とする。

当事業の実施にあたり鳴門市観光振興課Instagramアカウントを開設し、情報発信を実施するとともに、インフルエンサーによる本市の情報発信等も併せて行うことで、当該アカウントのフォロワー獲得を推進し、事業完了後も独自の情報発信ツールとして活用する。

また、事業完了後、発信した情報にかかるデータ分析を実施・報告することで、今後の本市の観光情報発信及び観光誘客に活用する。

3. 委託料上限額

2,800,000円

4. 委託期間

契約締結日から令和6年2月29日まで

5. 業務内容

(1)Instagram記事等の制作・配信業務

鳴門市観光振興課Instagramアカウントを開設し、鳴門市内の観光資源について取材等を実施の上、記事を継続的に制作・配信するほか、Instagram広告等も実施する。

留意事項：①鳴門市観光振興課Instagramのフォロワー獲得を推進できるよう記事の制作・配信等に努めること

②記事の配信についてはアカウント開設後週1回以上とすること

③記事の制作や取材は原則として観光振興課と協議の上で実施すること

④本市が保有する画像、動画等も適宜活用すること

⑤記事の内容については、本市が実施するイベント等と連携し、相互に広告・宣伝効果を得られるよう努めること

⑥記事の配信の際にはハッシュタグ等を活用し、情報の拡散に努めること

⑦必要に応じ、アクセス数やフォロワー数を増加させるためのプロモーション等を実施すること。

⑧取材先については記事掲載の許可を得ること

⑨著作権や使用権等に留意し、必要に応じて掲載の許可を得ること

⑩配信媒体の特性に合わせた記事内容とすること

⑪その他記事制作・配信業務に必要な調整を行うこと

(2)情報発信データ分析業務

発信した情報にかかるデータ分析を実施し、今後の観光情報発信及び観光誘客に活用できる資料を作成する。また、当該資料についてウェブ会議等を活用し、報告する。

(3)報告

受託者は、配信記事データ、データ分析結果及び今後の情報発信に関する所見をとりまとめ、令和6年2月29日までに業務完了報告書として提出すること。

6. 一般的留意事項

- (1)受託者は、業務の遂行について随時報告を行うこと。
- (2)受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。

7. 委託料の支払

委託料の支払は、業務終了後に提出される業務完了報告書に基づき、鳴門市が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していると認められるときは精算払いをするものとする。

8. その他事項

- (1)今回の業務委託により制作される成果物の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は鳴門市に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、鳴門市は、権利留保分についての当該権利を、使用期限の定めなく無償で非独占的に使用できるものとする。
- (2)成果物は、鳴門市が自由に二次使用（加工、ホームページへの掲載等）できるものとする。
- (3)受託者の記述が、特許権などの法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については、受託者が負うものとする。
- (4)受託者は本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、鳴門市の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5)受託者は、本件業務を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ文書により鳴門市の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (6)本業務仕様書に定めのない事項については、鳴門市と都度協議するものとする。